

地域別に見た所得格差

小島 克久

はじめに

近年、所得格差についての議論が盛んである。「我が国は、諸外国に比べて所得格差が小さいと考えられてきた。しかし、その神話は近年崩壊している」というものである。所得格差に関する背景などについて様々な視点からの議論が行われている。その中でも、我が国における人口変動との関係からの分析も行われており、例えば、「高齢化がジニ係数を押し上げている」という議論（大竹・斎藤（1998）等）や「世帯構造の変動が所得格差の動きに影響を与えている」という議論（大竹（1994）、白波瀬（2001）、舟岡（2001）等）もある。

また、地域という視点から所得格差を論じた研究も多い。Williamson（1965）では、日本を含む20を超える国について、地域別に見た一人（1世帯）あたり所得の変動係数（人口ウェイト付きおよびなし）を算出し¹⁾、各国間のクロスセクション分析とアメリカ合衆国および主な国々の時系列分析を試みている。我が国においても、篠原（1964）、伊藤（1963）、西岡（1966）による戦後から1960年頃を対象とした地域間所得格差の分析が、経済審議会（1981）、谷沢（1998）、安藤（1981）、綿貫（1984）等による1960～70年代を対象とした分析などが行われてきた。

ただ、これらの研究では県民経済計算で用いられる「一人あたり県民所得」を元に分析を進めている。そのため、①地域間所得格差に重点が置かれており、地域内での格差、地域別に見た所得の

分布の違いが分析されていない、②県民所得には企業所得（企業の内部留保など）が含まれ、公的年金などの社会保障移転が含まれず、個人や世帯の所得が必ずしも把握されていない。

このような問題を回避させるために、世帯を対象とした統計を用いた分析として、綿貫（1984）による「家計調査（勤労者世帯）」や「全国消費実態調査」および「就業構造基本調査」を用いた分析や、谷沢（1992）による「家計調査」、「全国消費実態調査」および農水省「農家調査」を用いた分析などがある。先に挙げた地域間所得格差に関する分析ほど研究例は多くない。

また、これらの研究で用いられた統計を見ると、「家計調査」では単身世帯が含まれていなかった。また、「全国消費実態調査」でも、昭和39年以前の調査では、単身者は一部しか対象にされていなかった²⁾。さらに、「家計調査」では、所得についての詳細なデータは勤労者世帯だけからしか得られない。そのためサラリーマン世帯という均質な集団の所得格差になるので、格差の水準は平準化しやすく、地域の所得格差が過小評価される恐れがある。

我が国は、地理的、社会経済的に様々な地域から成り立っているために、所得格差の現状も地域により異なることが考えられる。また、日本国内をいくつかに分割して所得格差の指標を算出し、その地域差の背景を分析することは、我が国と諸外国の所得格差を比較分析する場合と比べて、均質な集団の分析になるので、我が国の所得格差および各種の社会保障政策等にとって、意味深い結果を得ることが可能ではないかと考えられる。

本研究ではこれらの課題等をふまえて、地域分析の視点から見た所得格差について、地域間および地域内の所得格差の状況および所得格差の要因等について分析を行う。

I 使用データおよび分析手法

1 使用データ

厚生労働省「所得再分配調査」(昭和62年、平成2年、5年、8年)を再集計した。同調査のサンプル数は約8千世帯(平成8年)であるので、都道府県別の分析ではサンプル数が小さすぎる。そこで、今回の分析では地域ブロック別で行った。地域ブロックと都道府県との対応関係は以下の通りである³⁾。

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東I：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

関東II：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿I：京都府、大阪府、兵庫県

近畿II：滋賀県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

北九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

南九州：熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 分析手法——所得の算出方法と所得の種類——

本研究では、一人あたり所得(以下、所得)に注目し、個人を単位として分析を行った。

一人あたり所得は下の式から算出される。

$$W = D/S^\epsilon$$

(W：一人あたり所得，D：世帯の所得，S：世帯員数， ϵ ：等価弾性値)

ϵ は等価弾性値であるが、ここでは、等価弾性値=0.5とした。

分析に用いる所得であるが、本研究では、可処分

所得(定義は以下の通り)を用いて分析を行う。ただし、所得再分配効果を分析するために、可処分所得に直接税と社会保険料を加え、社会保障給付を除いた当初所得(定義は以下の通り⁴⁾)も用いた。

当初所得＝雇業者所得＋事業者所得＋家内労働所得＋農耕畜産所得＋利子・配当金＋家賃・地代＋企業年金等＋仕送り＋雑収入

可処分所得＝当初所得＋公的年金・恩給＋その他の社会保障給付金－直接税－社会保険料

なお、直接税は所得税、個人住民税に限定し、「所得再分配調査」で直接税に含まれる固定資産税、自動車税は除いた⁵⁾。

3 所得格差指標

これらの所得について所得格差の程度を分析するが、格差の指標として、MLD(The Mean Log Deviation, 平方対数偏差)を用いた。まず、MLDの算出式は以下の通りである⁶⁾。

$$MLD = \frac{\sum_i \sum_j \log\left(\frac{\mu}{W_{ij}^*}\right)}{n}$$

今回の分析でMLDを用いたのは、同質集団別の要因分解が可能であるからである。その要因分解式は以下の通りである。

$$MLD = \underbrace{\sum_g w_g \cdot MLD_g}_{\text{within MLD between MLD}} + \underbrace{\sum_g w_g \cdot \ln\left(\frac{1}{\lambda_g}\right)}_{\left(\lambda_g = \frac{y_g}{\bar{y}}\right)}$$

g ；同質集団(年齢階級別など)
 w_g ；集団 g 人口の地域人口に占める割合
 MLD_g ；集団 g における集団内のMLD
 \bar{y} ；地域の平均所得
 y_g ；集団 g における平均所得

左辺のMLDを分解すると、右辺の2つの項に分けられる。第1項は同質集団に属する人の所得格差(MLD)を各集団に属する人の割合でウェイ

ト付けして合計したものである。それぞれの集団に属する人々の間での所得格差要因とすることができる(集団内格差要因)。第2項は各集団における所得平均値と全体の所得平均値の比を対数表示して人口でウェイト付け平均したものであり、集団の間での所得格差要因とすることができる(集団間格差要因)。

例えば、この分析を年齢階級別で行うと、集団内格差要因は年齢内所得格差要因に、集団間格差要因は年齢間所得格差要因となる。

また、各集団における集団内格差要因と集団間格差要因を合計すると、その集団固有の所得格差要因となる。例えば、年齢階級別での所得格差の要因分解の場合、65歳以上の者の中での所得格差要因と65歳以上の者と他の世代との所得格差要因の合計が65歳以上の者の所得格差要因となる。

このような要因分解により、「所得格差変化の中で高齢化が説明できる要因はどの程度なのか」といったことについて分析を行うことができる。

4 データクリーニング

本研究では、矛盾のあるデータを排除するためのデータクリーニングを行った。なお、データクリーニングに当たっては、地域ブロック別のサンプル数が極端に小さくならないように配慮した。ここでは以下のようなケースを分析から排除した。

- ①所得に対して、直接税と社会保険料の負担割合がそれぞれ60%以上、20%以上のケース(直接税については昭和61年当時の税率構造を、社会保険料については平成10年の公的年金、公的医療保険等の保険料率をもとにして算出)
 - ②可処分所得がゼロ以下のケース
 - ③世帯主年齢が70歳以上であるにもかかわらず年金所得がゼロ
 - ④年齢不詳のケース
- ①は税や社会保険料といった拠出金と所得とのバランスを著しく欠くケースであり、明らかに所得の過少申告、拠出金の過大申告と見なすことができる。②については、固定資産税を直接税から

除いているため、低所得で住宅等の資産が多いケースで可処分所得がマイナスになることは考えにくい。そこで、可処分所得がマイナス以下のケースはあり得ないものとして排除した。③も所得の過少申告の問題に関係する。我が国では、高齢者世帯の所得のおよそ7割が年金・恩給であり、所得が公的年金・恩給のみである高齢者世帯も同受給世帯の6割近くを占める(厚生労働省「平成13年国民生活基礎調査」)。そのため、公的年金・恩給が0であるケースはまれであり、調査の際に申告しなかった可能性が高い。特に労働力率が65~69歳と比べて大きく低下する70歳以上では、この傾向は顕著になるのではと思われる⁷⁾。このような理由から③のような世帯を排除した。④は所得格差と人口構造(年齢構造)との関係についての分析を容易にするためにとった措置である。データクリーニングの結果は、各年時とも1%程度のサンプルが排除されたが、サンプル数は昭和62年から順に、25,463人、28,036人、26,556人、24,086人確保された。

II 地域ブロック別に見た所得格差

1 地域ブロック別所得格差の水準

平成8年における地域ブロック別MLDを見てみよう。まず、当初所得ベースで見ると、北海道の0.245をはじめ、四国で0.232、近畿Iの0.229、南九州で0.223の順でMLDが高くなっている。一方、MLDが最も低いのは、北陸の0.144であり、以下、関東Iの0.158、東海の0.166が続いている。次に、可処分所得ベースで見ると、四国の0.093をはじめ、南九州(0.084)、北九州(0.082)で高くなっている。一方、東海(0.072)、関東I(0.074)、近畿II(0.074)でMLDは低くなっている。このように、MLDで見た所得格差は、北海道や四国と九州、近畿地方の一部で大きく、その他の地域、特に関東や東海地方で小さいことが分かる。(表1)

また、昭和62年以降の傾向を当初所得ベースで見ると、昭和62年には0.197(南九州)~0.077(北陸)の間にあったものが、平成2年には

表1 地域ブロック別に見た所得格差

所得種類	地域ブロック	所得格差指標 (MLD)				格差				指標の変化 昭和62年→ 平成8年
		昭和62年	平成2年	平成5年	平成8年	昭和62年	平成2年	平成5年	平成8年	
当初所得	平均	0.148	0.169	0.175	0.193					+
	北海道	0.190	0.215	0.238	0.245	++	++	++	++	+
	東北	0.121	0.138	0.156	0.173	-	-	-	-	+
	関東-I	0.132	0.151	0.157	0.158	-	-	-	-	+
	関東-II	0.097	0.144	0.140	0.206	-	-	-	+	+
	北陸	0.077	0.129	0.128	0.144	-	-	-	-	+
	東海	0.120	0.119	0.134	0.166	-	-	-	-	+
	近畿-I	0.164	0.168	0.173	0.229	++	-	-	++	+
	近畿-II	0.141	0.171	0.197	0.198	-	+	++	+	+
	中国	0.181	0.163	0.209	0.186	++	-	++	-	+
	四国	0.157	0.234	0.205	0.232	+	++	++	++	+
	北九州	0.191	0.242	0.215	0.205	++	++	++	+	+
	南九州	0.197	0.232	0.225	0.223	++	++	++	++	+
可処分所得	平均	0.068	0.081	0.078	0.079					+
	北海道	0.073	0.083	0.080	0.068	+	+	+	-	-
	東北	0.062	0.076	0.075	0.074	-	-	-	-	+
	関東-I	0.062	0.079	0.073	0.074	-	-	-	-	+
	関東-II	0.056	0.077	0.068	0.082	-	-	-	+	+
	北陸	0.040	0.062	0.063	0.063	-	-	-	-	+
	東海	0.060	0.066	0.067	0.072	-	-	-	-	+
	近畿-I	0.076	0.081	0.070	0.077	++	-	-	-	+
	近畿-II	0.075	0.080	0.081	0.074	++	-	+	-	-
	中国	0.076	0.070	0.084	0.069	++	-	+	-	-
	四国	0.062	0.082	0.084	0.093	-	+	+	++	+
	北九州	0.073	0.087	0.090	0.082	+	+	++	+	+
	南九州	0.071	0.103	0.086	0.084	+	++	++	+	+

資料) 厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果。

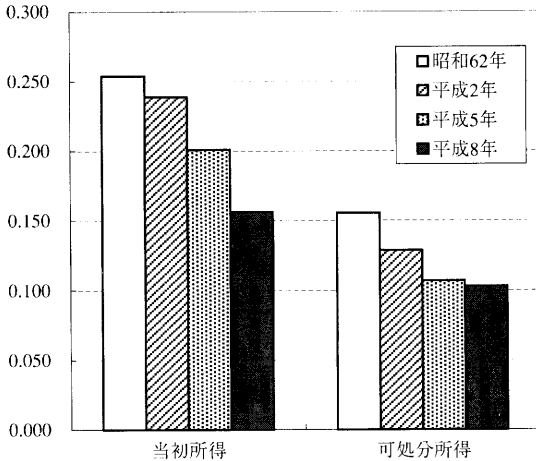
注) 格差について、MLDが全国平均を上回る場合、10%以上高い場合は「++」、0~10%高い場合は「+」、下回る場合は「-」で示した。また、指標の変化(1987年→96年)については、MLDが上昇している場合は「+」、低下している場合は「-」で示した。太字は三大都市圏。

0.242(北九州)~0.119(東海)、平成5年には0.238(北海道)~0.128(北陸)、平成8年には0.245(北海道)~0.144(北陸)へと推移しており、MLDの水準は全国的に上昇している。また、地理的な傾向を見ると、北海道や四国、九州でMLDが高く、北陸、東海、関東IでMLDが低い傾向は安定的であることが分かる。(表1)

また、可処分所得ベースで見ると、昭和62年には0.076(中国)~0.040(北陸)の間にあったものが、平成2年には0.103(南九州)~0.062(北陸)、平成5年には0.090(北九州)~0.063(北陸)、平成8年には0.093(四国)~0.063(北

陸)へと推移しており、ジニ係数の水準は全国的に上昇している。また、地理的な傾向も、四国、九州でMLDが高く、北陸などで低い傾向が安定的であることが分かる。(表1)

MLDは全国的に上昇しており、その高低の地理的な傾向は安定的であった。それでは、MLDの水準の地域差はいかなるものになっているのだろうか。そこで、地域ブロック別MLDのばらつきを計測するために、MLDの変動係数を求めた。可処分所得ベースで見ると、昭和62年の0.254から平成8年には0.156にまで低下しており、当初所得ベースでも昭和62年の0.155から平成8



資料) 厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果より作成。

図1 地域ブロック別 MLD の変動係数

年には0.103にまで低下している。よって、所得格差の現れ方の地域差は小さくなる傾向にあるといえよう。(図1)

このように、地域ブロック別に見た MLD から地域の所得格差を比較すると、北海道と西日本で所得格差が大きく、その他の地域で小さいという傾向が現れている。時系列で見ると、MLD は全国的に上昇しているが、MLD の高低に関する地理的パターンは安定的である。一方で、MLD の地域格差は縮小する傾向にある。よって、地域別の所得格差はその差(水準・地理的傾向)を維持しつつ、縮小する傾向にあることが分かる。

III 地域ブロック別に見た所得再分配効果

当初所得と可処分所得の MLD を比較すると、税や社会保障による所得再分配の効果を測定することができる。この効果の地域差を見ることで、地域により所得再分配効果がどの程度機能しているかを評価することができる。

当初所得と可処分所得の MLD を比較すると、全ての地域で前者が後者を下回っており、税や社会保障(現金給付と保険料)による所得再分配効果が現れている。当初所得と可処分所得の MLD の変化率を、所得格差の「改善度」として見ると、

表2 地域ブロック別 MLD の改善度

所得種類	地域 ブロック	MLD 改善度			
		昭和62年	平成2年	平成5年	平成8年
改善度 (当初所得 →可処分 所得)	北海道	61.6%	61.4%	66.4%	72.3%
	東北	49.0%	45.5%	51.7%	56.9%
	関東-I	53.1%	47.9%	53.6%	53.5%
	関東-II	42.5%	46.6%	51.4%	60.1%
	北陸	47.5%	52.4%	50.5%	55.9%
	東海	50.6%	44.5%	50.1%	56.3%
	近畿-I	53.8%	52.0%	59.7%	66.3%
	近畿-II	46.9%	53.2%	58.9%	62.8%
	中国	57.8%	57.2%	59.7%	63.1%
	四国	60.5%	64.8%	59.0%	59.7%
	北九州	61.5%	64.1%	58.3%	60.2%
	南九州	64.1%	55.6%	61.8%	62.3%
	平均	54.0%	51.9%	55.7%	59.1%
分散	0.4%	0.5%	0.2%	0.2%	
変動係数	12.4%	13.0%	8.9%	8.3%	

資料) 厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果。

注) 太字は三大都市圏。

平成8年では、北海道の72.3%が最も高く、以下、近畿 I (66.3%)、中国(63.1%)、近畿 II (62.8%)、南九州(62.3%)となっている。ただし、最も低い関東 I でも53.5%の改善度となっている。

時系列で見ると、昭和62年では、改善度が最も高いのは南九州(64.1%)、最も低いのは関東 II (42.5%)となっている。以下、平成2年では四国(64.8%)と東海(44.5%)、平成5年では北海道(66.4%)と東海(50.1%)となっている。

改善度が高い地域は、当初所得ベースの MLD が高い地域で高く、所得格差が大きい地域ほど所得再分配効果が大きい。しかし、最も高い地域(北海道)と低い地域(関東 I)との差は、例えば、平成8年では、19ポイント程度であり、極端に大きな差があるとはいえない。このことから、所得再分配効果は地域による差はある程度あるものの、全ての地域で相当程度機能していることが分かる。(表2)

また、MLD の地域差をその変動係数から見ると、当初所得ベースのものよりも可処分所得ベースのものの方が小さくなっている。そのため、所得再分配機能とは地域の所得格差を縮小させる効

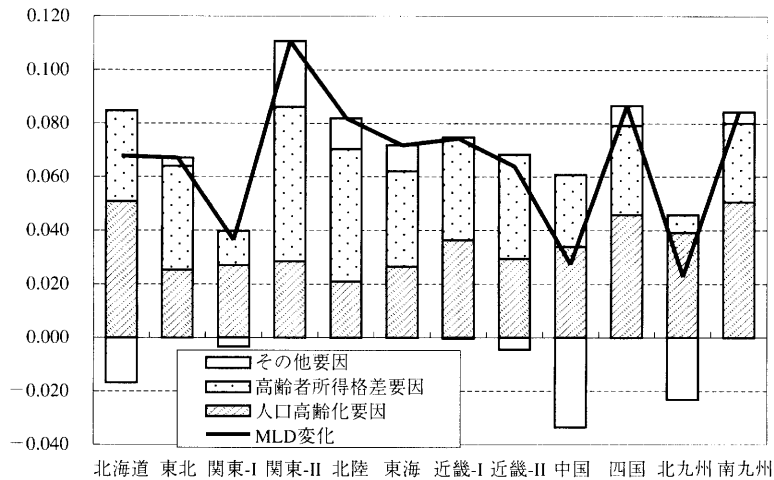
果とともに所得格差の地域差を縮小させる機能も併せ持っていることが分かる。(図1)

IV 地域ブロック別所得格差の背景

1 人口高齢化と所得格差の関係

地域ブロック別に所得格差を見るとその水準な

どに差があることが分かった。我が国では社会経済面において、地域的な特徴を持つ。例えば、我が国では全国的に高齢化が進行しているが、東京圏を中心とする三大都市圏とその他の地域では高齢化の水準が異なる⁸⁾。そのため高齢化が所得格差に与える影響も地域により異なるものと考えられる。そこで、両者の関係について、既に述べた

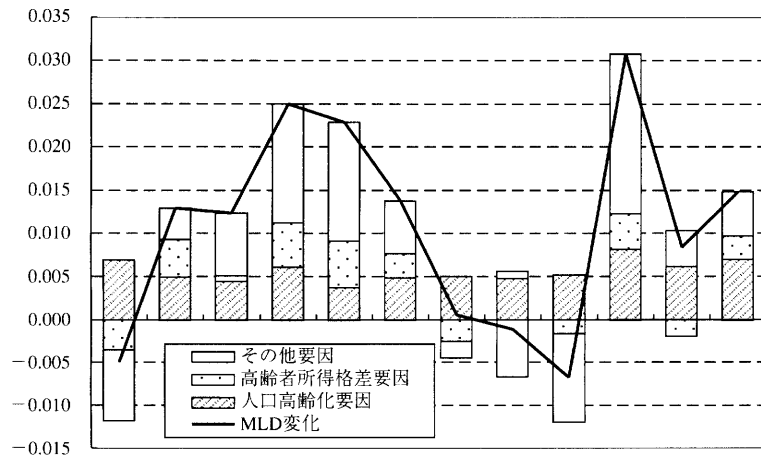


北海道 東北 関東-I 関東-II 北陸 東海 近畿-I 近畿-II 中国 四国 北九州 南九州

資料) 厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果。

注) 「其他要因」とは、人口高齢化、高齢者の所得格差以外の変化を意味する。

図2 MLDの変化と人口高齢化(当初所得:昭和62年→平成8年)



北海道 東北 関東-I 関東-II 北陸 東海 近畿-I 近畿-II 中国 四国 北九州 南九州

資料) 厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果。

注) 「其他要因」とは、人口高齢化、高齢者の所得格差以外の変化を意味する。

図3 MLDの変化と人口高齢化(可処分所得:昭和62年→平成8年)

MLDの要因分解式による分析を行う。なお、年齢階級は15歳未満、15～64歳、65歳以上の3つとした。年齢階級別のMLDのウェイト付けに必要な地域・年齢階級別人口構成比は、サンプリングエラーによる影響を回避させるために、総務省統計局「推計人口」の数値を用いた。

昭和62年から平成8年にかけてのMLD変化から高齢者が増えたことによる要因(高齢化要因)と高齢者の所得格差が変化したことによる要因(高齢者所得格差要因)を取り出してみると、地域を問わず両者はMLDを引き上げる方向で寄与しており、両者の合計がMLD変化のほとんどを説明している。特に、高齢化要因は昭和62年から平成8年の間に高齢化の進行が大きかった、北海道、中国、四国、北九州、南九州といった地域で大きくなっている。このように、高齢化が地

域の所得格差を相当な程度引き上げる効果を有することが分かる。(図2, 3)

2 高齢者の所得格差

高齢者所得格差要因も地域の所得格差を引き上げる方向で寄与している。高齢者の所得格差を見ると、年齢総数の場合と比べて全国的に大きなものになっている。平成8年の数値で見ると、高齢者のMLDは当初所得で0.688～0.411、可処分所得で0.110～0.071の水準にある。同じ年における年齢総数のMLDとの比較を行うと、当初所得ベースの高齢者のMLDはほとんどの地域で年齢総数のMLDの2倍以上であり、可処分所得ベースでも1～2倍程度の水準にある。時系列で見ても、同様の傾向が見られる。これより、高齢者の所得格差は全国的に大きく、これが高齢化(高

表3 地域ブロック別に見た高齢者の所得格差

所得種類	地域 ブロック	高齢者のMLD				高齢者のMLD/年齢総数MLD			
		昭和62年	平成2年	平成5年	平成8年	昭和62年	平成2年	平成5年	平成8年
当初所得	北海道	0.565	0.564	0.713	0.664	2.98	2.62	2.99	2.71
	東北	0.219	0.271	0.363	0.417	1.81	1.96	2.32	2.41
	関東-I	0.447	0.528	0.528	0.535	3.40	3.50	3.36	3.38
	関東-II	0.257	0.338	0.398	0.548	2.64	2.35	2.84	2.66
	北陸	0.174	0.365	0.276	0.411	2.26	2.83	2.16	2.85
	東海	0.306	0.329	0.396	0.497	2.54	2.76	2.95	3.00
	近畿-I	0.535	0.470	0.564	0.688	3.27	2.79	3.26	3.01
	近畿-II	0.384	0.390	0.682	0.563	2.72	2.29	3.47	2.85
	中国	0.422	0.475	0.509	0.532	2.34	2.91	2.43	2.86
	四国	0.441	0.644	0.476	0.567	2.80	2.75	2.32	2.45
	北九州	0.482	0.583	0.551	0.520	2.52	2.41	2.56	2.54
	南九州	0.545	0.570	0.571	0.618	2.77	2.46	2.54	2.77
	可処分所得	北海道	0.117	0.082	0.109	0.091	1.61	0.99	1.37
東北		0.068	0.080	0.076	0.097	1.10	1.06	1.01	1.30
関東-I		0.097	0.130	0.107	0.103	1.57	1.65	1.46	1.40
関東-II		0.070	0.107	0.094	0.106	1.25	1.39	1.39	1.28
北陸		0.047	0.090	0.097	0.081	1.17	1.47	1.53	1.28
東海		0.068	0.092	0.081	0.090	1.15	1.39	1.21	1.25
近畿-I		0.128	0.112	0.111	0.106	1.69	1.39	1.59	1.38
近畿-II		0.094	0.083	0.119	0.100	1.25	1.04	1.48	1.35
中国		0.100	0.100	0.107	0.089	1.31	1.43	1.27	1.30
四国		0.085	0.136	0.092	0.110	1.37	1.65	1.10	1.18
北九州		0.085	0.120	0.086	0.071	1.16	1.38	0.96	0.87
南九州		0.089	0.122	0.091	0.106	1.26	1.19	1.06	1.27

資料) 厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果。

注) 太字は三大都市圏。

高齢者の増加)とあいまって、所得格差を全国的に拡大させる背景となっていることが分かる。(表3)

高齢者のMLDは、当初所得ベースの方が可処分所得ベースよりも高く、その水準も1にかなり近い水準にある。これは、高齢者が就業や資産運用から得る所得の格差は、全国的に非常に大きく、公的年金・恩給等の社会保障給付や税による所得再分配により所得格差を大きく縮小させていることを意味する。これより、高齢者の所得格差の背景には、就業の有無があるものと思われる。実際に、高齢者の有業率を総務省「就業構造基本調査」から見ると、平成9年では、関東Ⅱの30.4%から北九州の21.8%までの分布となっているが、関東Ⅰから東海、中国、四国で高く、その他の地域では低くなっている。時系列で見ても同様の傾向が見られる。有業率の高い地域は、MLDも高く、そうでない地域はMLDが低い地域であった。就業している者がある程度多くなると、所得の高い層と低い(ない)層との差が明確に現れてくるためではないかと思われる。(表4)

このように、就業している高齢者が一定の割合で存在することが高齢者の所得格差を大きくさせる。この程度の地域差が、所得格差に地域差をもたらしているものと思われる。さらに、高齢者の就業率における地域差の背景を考えると、①産業構造の差、②就業形態の差が考えられる。①

では、第1次産業のような高齢者が多く就業している産業のウェイトが大きいほど、高齢者の就業率を引き上げるものと思われる。②では、高齢者にとって就業しやすい形態(パートタイム、嘱託など)が普及している企業などの多い地域ほど、高齢者の就業率を引き上げるものと思われる。

V ま と め

本稿で明らかになったことは以下のようにまとめることができる。

1. 地域ブロック別に見た所得格差には、西高東低の傾向があること。
2. 所得再分配効果は地域を問わずに機能している。あわせて、所得格差の地域差を縮小させる効果も機能している。
3. 各地域における所得格差変化と高齢化との関係を見ると、地域の所得格差を押し上げる方向で寄与している。
4. 高齢者の所得格差にも地域差が存在する。その背景には高齢者の有業率の格差が背景にあるものと思われる。

地域分析を行うと、日本という、社会構造が諸外国と比べて均質な国の中で、異なる社会経済条件を与えると、所得格差はどのようなものかを明らかにすることができる。特に、今回の分析では、高齢化が所得格差の地域差に大きな影響を与えており、特に有業率の差がその背景にあることが分かった。そうすると、高齢者の就業率を上げていくことが、地域の所得格差を縮小することになる。しかし、高齢期は、就労することだけではなく、(所得の有無を問わず)様々な活動を自由に行うことができる時期であると考えられる。そのため、いたずらに高齢者の就労を進めて、所得格差を小さくさせることは、高齢者の自由なライフスタイルの選択の幅を狭くさせることになる。そのため、高齢化による所得格差の拡大とは、高齢者の多様性を反映させた一面もあることを認識する必要があると思われる。

また、今後高齢化がさらに進むことが見通されている。特に東京圏を中心とする三大都市圏にお

表4 高齢者の有業率

地域ブロック	昭和62年	平成4年	平成9年
北海道	21.2%	21.8%	22.5%
東北	23.0%	25.3%	25.4%
関東Ⅰ	26.1%	27.5%	26.4%
関東Ⅱ	30.0%	32.7%	30.4%
北陸	25.6%	28.0%	28.4%
東海	28.0%	31.4%	29.7%
近畿Ⅰ	23.4%	23.7%	24.0%
近畿Ⅱ	24.7%	25.7%	25.9%
中国	29.3%	30.5%	28.3%
四国	26.3%	28.2%	27.6%
北九州	18.5%	21.5%	21.8%
南九州	22.9%	23.4%	23.5%

資料) 総務省統計局「就業構造基本調査」より算出。

注) 太字は三大都市圏。

ける高齢化が急速に進行することが見通されている。このことから考えると、大都市圏での所得格差の拡大が我が国の所得格差のさらなる拡大をもたらすものと思われる。ただし、それは大都市で高齢者が増えたことを反映していることも考慮する必要があろう。

所得格差といえば、格差を表す指標の数値の高さのみに着目した議論をしがちであるが、これらの数値の上昇は、全てを「貧富の拡大」で説明できるわけではないことは、今回の分析である程度示すことができたのではないかと考えられる。地域分析は、ともすれば単なる地域の記述に終わる懸念があるが、上記の分析から、全国の所得格差の背景を推し量ることが可能であり、その意味でいえば、地域分析には十分な意味があるものと思われる。

付記

本研究は平成12～13年度厚生科学研究補助金(政策科学推進研究事業)『我が国における所得格差の現状と評価に関する研究』において行われた厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果等を活用した。必要な助言等をいただいた関係者に厚くお礼申し上げます。

注

- 1) 国により一人あたり所得や1世帯あたり所得を用いるなど、利用データが統一されていない面があった、という指摘がある。
- 2) 単身世帯を対象にした家計調査として、「単身世帯収支調査」が1995年から行われている。2000年より、「家計調査」と「単身世帯収支調査」を合わせて集計した「家計総世帯集計」が公表されてきたが、2002年より「家計調査」の調査対象に単身世帯が含まれるようになった。
- 3) 「所得再分配調査」で用いられている地域ブロック区分と同じものを採用した。
- 4) 貯蓄の取り崩しは含まない。
- 5) 所得格差を分析する上で、直接税を所得に課税される税に限定することが多く、例えば、OECD, “Income Distribution Project Phase 2”においては、直接税を本文の記述のように定義している。
- 6) W は個人 k の一人あたり所得、 n は世帯員数、 μ は一人あたり所得の算術平均。MLD は、所得

などの分布が完全平等の時は0、完全不平等の時は数値が1に向かって大きくなる。なお、MLDの算出の際、 W が μ は1%以下のときは、 W は μ の1%相当の値に置き換える。

- 7) 総務省統計局「労働力調査」によれば、2001年の高齢者の労働力率は65～69歳で36.7%、70歳以上で14.7%と大きな差がある。
- 8) 厚生省(2000)、内閣府(2002)を参照のこと。

参考文献

- A. B. Atkinson (1995) *Incomes and the welfare state*.
- OECD (1996) *Income Distribution in OECD Countries*.
- (1998) *Terms of reference for a project analyzing the distribution of households incomes*.
- Williamson (1965) “Regional Inequality and the Process of National Development”, *Economic Development and Cultural Change*, vol. 13, pp. 3-45.
- 伊藤善市 (1963) 「日本経済の地域構造」『国土開発の経済学』, pp. 3-25, 春秋社。
- (1963) 「補論 地域開発と社会福祉」, 『国土開発の経済学』, pp. 252-265, 春秋社。
- 大竹文雄 (1994) 「1980年代の所得・資産分配」『季刊理論経済研究』, 第45号, pp. 385-402。
- 大竹文雄・斎藤誠 (1998) 「所得不平等化の背景と政策的含意：年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化」『所得再分配の評価手法に関する研究』(平成9年度厚生科学研究費補助金(政策科学推進研究事業))。
- 経済企画庁 (1987) 『昭和62年地域経済レポート』。
- (1990) 『平成2年地域経済レポート』。
- 経済企画庁経済研究所編 (1998) 『日本の所得格差』, 大蔵省印刷局。
- 経済審議会 (1981) 『地域間経済格差の縮小要因について』。
- 厚生省 (2000) 『平成12年版厚生白書』, ぎょうせい。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2000) 『日本の世帯数の将来推計 全国推計/都道府県別推計』, 2000年3月。
- 小島克久 (2001) 「高齢者の所得格差」『人口学研究』, 第29号, pp. 43-52。
- 坂下昇 (1987) 「地域格差発生要因の国際比較—理論的分析—」『地域間所得格差の研究』, pp. 137-172, 経済企画庁経済研究所。
- 白波瀬佐和子 (2001) 「日本の所得格差の趨勢と現状—国際比較の観点から—」『日本の所得格差の現状と評価に関する研究』(平成12年度厚生科学研究費補助金(政策科学推進研究事業))。

- 高山憲之・有田富美子(1996)『貯蓄と資産形成』(一橋大学経済研究叢書), 岩波書店。
- 橘木俊詔(1998)『日本の経済格差』, 岩波書店。
- 谷岡弘二・山田浩之(2000)「戦後の日本における地域間所得格差の推移とその要因について」『応用地域学研究』, 第5号, pp. 149-150。
- 内閣府(2002)『平成14年版高齢社会白書』, 財務省印刷局。
- 西岡久雄(1966)『地域間所得較差の研究』, 大明堂。
- H. アームストロング・J. テイラー/坂下昇訳(1998)『地域経済学と地域政策』, 流通経済大学出版社。
- 原 勲(2000)『地域の経済学』, 中央経済社。
- 舟岡史雄(2001)「日本の所得格差についての検討」『経済研究』, 第52巻第2号, pp. 117-131。
- 谷沢弘毅(1992)「戦後日本の地域間格差の動向」『経済研究』, 第43巻第2号, pp. 133-148, 一橋大学経済研究所。
- (1998)「地域間格差の動向と地域開発政策のあり方」『季刊 ほくとう』, 第50号, 北海道東北開発公庫。
- 綿貫伸一郎(1984)『所得不平等と地域格差』, 大阪府立大学経済学部。
- (こじま・かつひさ 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第3室長)